

高浜市災害廃棄物処理計画

【 概 要 版 】

平成30年3月

高 浜 市

第1章 総則

第1節 計画の位置づけ

高浜市災害廃棄物処理計画（以下、「本計画」という。）は、高浜市（以下、「本市」という。）に災害が発生した場合の廃棄物処理について、適正な処理と再生利用を確保するとともに、円滑かつ迅速に処理することを目的とし、平常時における事前対策と、災害発生後の各段階（初動期、応急対応期（前半）、応急対応期（後半）、復旧・復興期）に応じた対策についての基本的な方針を示すものである。

なお、本計画は国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、かつ「愛知県災害廃棄物処理計画」及び「高浜市地域防災計画」との整合を図る。

また、計画期間は特に定めず、適宜必要箇所を見直していく。

第2節 計画の対象

表1.2.1 対象とする災害

対象とする災害	概要
地震災害	南海トラフ地震等の大規模地震の揺れに加え、これにより発生する津波、火災、液状化、急傾斜地崩壊など
風水害	台風、高潮、集中豪雨、土砂災害など

表1.2.2 対象とする災害廃棄物

災害が れ き	木くず	柱・梁・壁材、水害又は津波などによる流木など
	コンクリートがら	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在し、おおむね可燃性の廃棄物
	不燃物	瓦、細かなコンクリートやガラス、土砂などが混在し、おおむね不燃性の廃棄物
	津波堆積物	海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや、陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
	腐敗性廃棄物	豊や被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工物や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪車、原動機付自転車
	廃船舶	災害により被害を受け使用できなくなった船舶
	有害廃棄物	石綿含有廃棄物、P C B（ポリ塩化ビフェニル）、感染性廃棄物、医薬品類、農薬類の有害廃棄物等
	適正処理困難物	消火器、ボンベ類などの危険物や、漁網、石膏ボードなど
発生する 生活 ごみ・し尿	生活ごみ	避難所から排出される生活ごみや、被災地域の各家庭から排出される生活ごみ、破損した粗大ごみなど
	し尿	仮設トイレ等からのくみ取りし尿

第2章 災害廃棄物処理に係る基本的事項

第1節 基本的な考え方

1. 災害廃棄物処理の基本方針

本市の災害廃棄物処理に係る基本方針をつぎのとおり定める。

表2.1.1 災害廃棄物処理の基本方針

7つの基本方針	概要
計画的、迅速であること	迅速な復旧・復興に資するため、災害廃棄物の発生量や被害状況等を的確に把握し、計画的かつ迅速に処理を行う
連携すること	国や愛知県、近隣自治体、民間企業等とよく連携する
市民の健康が保護されていること	市民の健康の保護、環境衛生の確保を確実に図る
安全が確保されていること	建築物の解体や災害廃棄物の収集運搬・保管・処理等の作業実施にあたっては、安全性を確保する
環境への配慮がなされていること	大気質、水質、騒音・振動、悪臭等、周辺の生活環境への影響に十分配慮する
分別に配慮すること	災害廃棄物の仮置場への搬入時や倒壊家屋の解体・撤去時等から可能な限り分別を行う
リサイクルに配慮すること	極力リサイクルを図ることで、地域の復興に役立てるとともに、埋立処分量の低減を図る

2. 処理目標期間の設定

災害廃棄物対策においては、時間の流れに応じて優先すべき事項等が推移することから、つぎの時期区分ごとに処理の目標を置くものとする。

表2.1.2 処理目標期間

時期区分	特徴と処理目標	期間の目安
災害 応急 対応 期	初動期 人命救助が優先される時期 (体制整備、被害状況の確認、必要資材の確保等を行う期間)	発災後数日間
	応急対応期 (前半) 避難所生活が本格化する時期 (主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間)	～3週間程度
	応急対応期 (後半) 人や物の流れが回復する時期 (災害がれきの本格的な処理に向けた準備期間)	～3か月程度
復旧・復興期	避難所生活が終了する時期 (避難所ごみ等処理が通常業務化し、災害がれきを本格的に処理する期間)	～3年程度

第2節 組織体制等

1. 高浜市の組織体制

「高浜市地域防災計画」では、大規模災害が発生した場合には、「高浜市災害対策本部」の指令に従い「経済環境 グループ」が「環境班」として災害廃棄物処理に関する業務を担当することとなっている。

業務を遂行する際は、状況の変化に応じて関係部局と協力体制を構築するとともに、必要人員を確保するための支援要請を行い、迅速かつ適切に災害廃棄物処理を行う。

表2.2.1 災害時における具体的な業務区分

業務区分		業務の内容
総務係	総合調整	○災害廃棄物対策全体の進行管理 ○中部地方環境事務所・愛知県環境部・他自治体との連絡調整 ○災害廃棄物処理に係る経理・国庫補助
	広報・渉外	○他自治体等への支援要請及び支援の受入等対応 ○関係団体との連絡調整 ○災害廃棄物処理に係る市民周知・啓発 ○市民・報道機関等からの問合せ対応 ○思い出の品対応
	実行計画の策定	○災害がれき発生量・避難所ごみ等収集必要量の算定 ○処理可能量の算定 ○仮置場必要面積等の算定及び確保 ○災害廃棄物の処理方針の決定 ○災害廃棄物処理実行計画の策定
解体・撤去係		○倒壊家屋等の解体撤去 ○災害がれきの撤去・運搬 ○協定に基づく応援要請（災害がれき収集運搬等） ○環境対策に係る指導
収集・運搬係		○収集委託業者等の被害状況把握及び応急対策 ○避難所ごみ及び生活ごみ、粗大ごみ等の収集 ○仮設トイレ等や家庭から発生するし尿の収集 ○死犬猫等の収集 ○協定に基づく応援要請
仮置場・処理係	仮置場	○仮置場の設置及び管理運営 ○大気・水質・土壌、有害化学物質等の環境汚染に係る情報集約、指導
	処理	○衣浦衛生組合所有施設の被害状況把握及び応急対策・復旧 ○災害がれきの処理及びリサイクル ○適正処理困難物・有害廃棄物の対応 ○大気・水質・土壌、有害化学物質等の環境汚染に係る情報集約、指導 ○協定に基づく応援要請

2. 広域連携体制

「愛知県災害廃棄物処理計画」（平成 28 年 10 月）では、「西三河地域」において既存の焼却施設及び最終処分場等の活用による連携、収集・運搬等の人材や資機材に係る連携を図ることとしている。

表 2.2.2 西三河地域の自治体

広域ブロック	構成自治体
豊田加茂ブロック	豊田市
岡崎西尾ブロック	岡崎市、西尾市、幸田町
衣浦東部ブロック	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市

3. 協力・支援体制

災害時には、自衛隊・警察・消防、国・愛知県、民間事業者へ協力・支援を要請する。

また本市では、県内外の 34 自治体と災害時相互応援協定を締結している。特に大規模災害時には災害廃棄物処理に対応できる人員の不足が想定されることから、これらの自治体と平時からの情報共有を行い、協力・支援体制を整える。

表 2.2.3 災害時相互応援協定

協定名	協定先	協定の内容
災害時相互応援協定	岐阜県多治見市 岐阜県瑞浪市	- 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、機材及び車両の提供 - 食料、飲料水その他生活必需品等の物資並びにそれらを提供するために必要な機材及び車両の提供 - 被災者を一時収容するために必要な施設の提供 - この協定に基づき実施する応援に必要な職員の派遣 - 災害救助ボランティアのあっせん - 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項
全国ボート場 所在市町村協 議会加盟市町 村災害時相互 応援協定	全国 23 市町	- 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材又は物資の提供 - 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供 - 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 - 救助及び応急措置に必要な職員等の応援 - 応急対策及び復旧・復興対策を円滑に遂行するため、被災者の一時的な受入についても、可能な限り支援するものとする。 - 前各号に掲げるもののほか、特に要請がある事項
西三河災害相 互応援協定	岡崎市 碧南市 刈谷市 豊田市 安城市 西尾市 知立市 みよし市 幸田町	- 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 - 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 - 被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等物資及び資機材の提供 - 救助、応急復旧に必要な職員の派遣 - 被災者の受入れ - 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

第3節 市民への周知・啓発

災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するためには、災害廃棄物の排出方法・ルール等についての市民の理解が重要であることから、ごみの排出ルール（分別方法、便乗ごみの排出禁止）、仮置場の設置・運営等の情報について、早期に分かりやすく発信する。

発災後の啓発・広報手段としては、ホームページのほか、被害状況に応じて、掲示板への貼り出し、報道発表、広報車、防災行政無線、回覧板、自治会や避難所等での説明会等あらゆる手段・媒体を活用し、発災後の時期区分に応じて適切な情報を発信する。

表2.3.1 対応時期による周知・啓発の手段と内容（例）

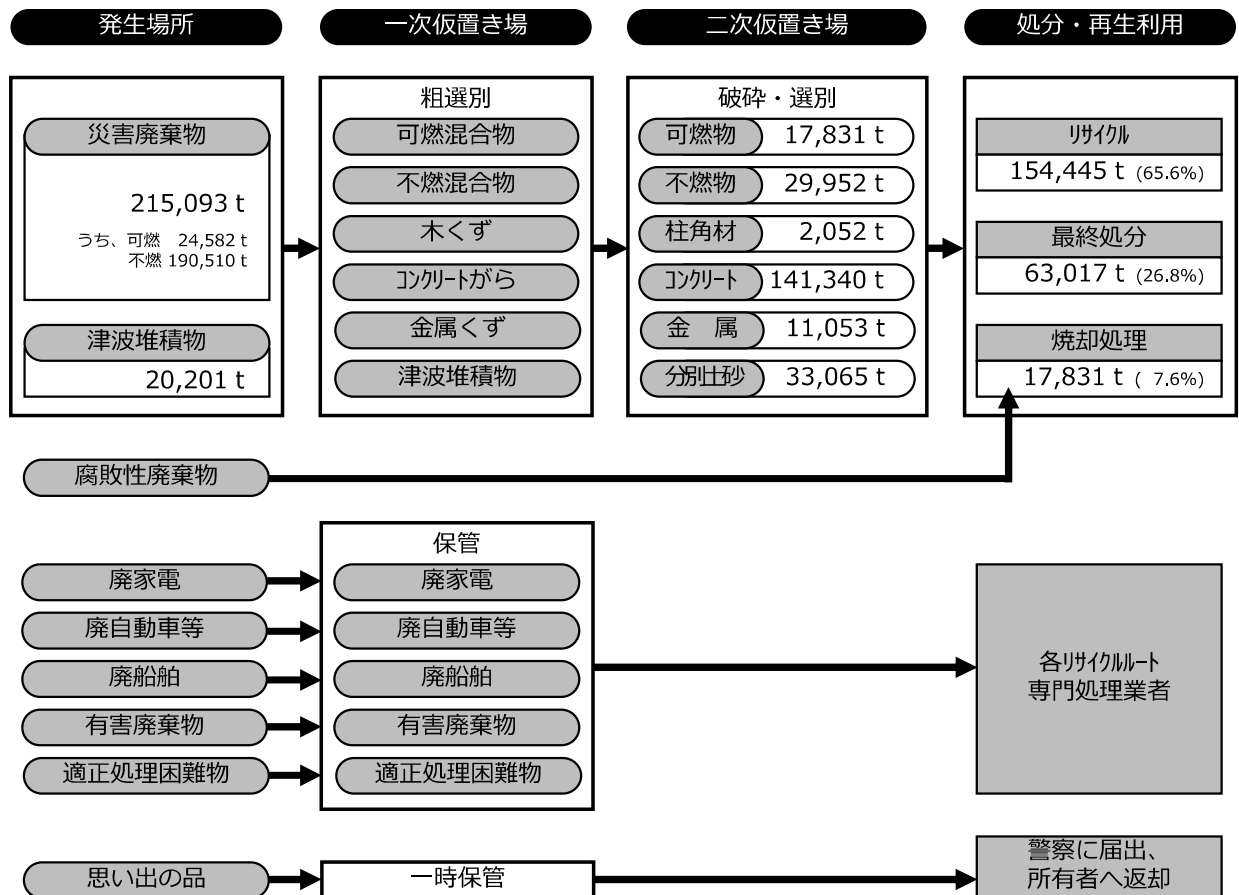
項目		【初動期】 (発災後数日間)	【応急対応期前半】 (～3 週間程度)	【応急対応期後半】 (～3 か月程度)	【復旧・復興期】 (～3 年程度)
手段		防災行政無線・広報車			
		公共施設・避難所等の掲示版・避難所での説明			
			自治会回覧・説明会		
		ホームページ			
		報道発表			
内容例	災害ごみ収集	排出（分別）方法、収集頻度等		※以降、平時の体制どおり収集	
	し尿収集	収集頻度等		※以降、平時の体制どおり収集	
	問合せ先	各種問合せ・相談窓口の案内			
	災害廃棄物 排出ルール		排出（分別）方法		
	仮置場の設置 ・運営状況		場所、期間、持込み方法等		
	廃自動車等の 確認		所有者確認、場所、手続き等		
	被災家屋の 取扱い		対象物件、期間、手続き等		
	思い出の品等			対象物件、期間、手続き等	
	災害廃棄物処理 実行計画			処理フロー、処理方法等	
	災害廃棄物処理 の進捗状況			処理の進捗状況、今後の見込み	

第3章 災害廃棄物処理対策

第1節 災害がれきの処理

1. 災害がれき発生量と処理フロー

「愛知県災害廃棄物処理計画」（平成28年10月）では南海トラフ地震の過去地震最大モデルにより想定される被害に基づき、県内市町村の災害がれき量を推計している。これによると、本市の災害がれき量は235,294 tと見込まれる。



〔出典〕愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月）
※災害廃棄物等発生量のみ、ただし二次仮置き場以降の合計が合わない

図3.1.1 災害がれき発生量と処理フローの見込み

2. 倒壊家屋等の解体・撤去

ライフラインの早期復旧、損壊家屋の倒壊による二次被害の防止などの観点から、発災後の時期区分に応じて、人命救助のために必要な倒壊家屋等の撤去を最優先で行うとともに、通行上支障のある災害がれきの撤去及び倒壊の危険性のある建物の解体・撤去を優先的に行い、その後、順次損壊家屋の解体・撤去を行う。

損壊家屋等の解体・撤去作業は主に重機で行い、解体現場にて可能な限り分別（木くず、コンクリートがら、金属くず等）したうえで、仮置場に搬入する。

3. 収集・運搬

災害がれきは、平常時の生活ごみ等と性状が異なるため、その収集に必要な能力を有する車両（ダンプトラック等）を準備する。初動期の収集運搬においては、利用できる道路の幅が狭くなっている場合が多く、道路事情等に応じた荷台が深い小型車両（軽トラックや2tダンプトラック等）を準備し、各仮置場間等の運搬においては大型トラックを準備する。

収集車両は、本市所有の車両を最大限活用するとともに、必要に応じて民間事業者や他自治体に支援を要請し、収集運搬体制の確保を図る。

4. 仮置場の運営

生活環境・空間の確保や復旧・復興のためには、被災現場から速やかに災害がれきを撤去する必要がある。これらを分別・保管する場所が必要となる。このため、発災時には、被災状況を速やかに把握したうえで、関係機関と調整し、公有地を中心に仮置場を設置する。

二次仮置場（災害がれきの保管、破碎・選別、仮設焼却炉の設置等）については、まずは衣浦衛生組合と連携し、災害規模に応じて他自治体との広域処理も検討する。

なお、発生する災害がれきを3年以内に処理することを目的とする。

表3.1.1 設置する仮置場の分類

分類	概要	規模
市民仮置場	車両通行路の確保、被災者の生活環境・空間の確保・復旧等のために、被災地近隣において、道路上の散乱物及び被災家屋等からの災害廃棄物を一時的に集積する場所	小
一次仮置場	主に損壊家屋の解体・撤去等により発生した災害がれきを搬入し、粗選別した後、一時保管しておく場所	中～大
二次仮置場	一次仮置場で粗選別した災害がれきを搬入し、破碎選別機等により細かな破碎・選別を行うとともに、必要に応じて仮設焼却炉を設置して処理を行う場所	特大

* 二次仮置場は、災害規模に応じて他自治体との広域で設置する場合がある

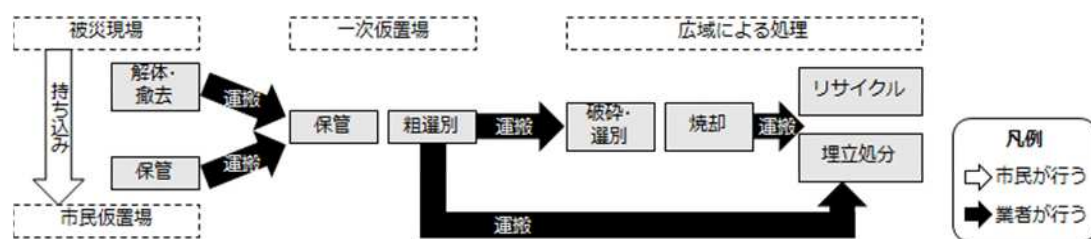


図3.1.2 仮置場の運用フロー

5. 分別・選別、リサイクル

災害がれきの多くは、様々な性状のものが混合状態で発生するが、このような混合状態のままでは、リサイクルすることも、可燃物として焼却処理することもできない。このため、発生した災害がれきについては可能な限り分別・選別を行い、リサイクルの推進を図るとともに、地域の復興に役立てる。

なお、災害がれきのリサイクルをスムーズに進めるためには、損壊家屋の解体・撤去時や各仮置場など、災害がれきが発生・排出される段階から適正に分別することが重要である。

6. 焼却処理

仮置場で選別処理等を行った後の可燃物については、焼却処理により減容化することで、最終処分量の削減を図る。

焼却処理はクリーンセンター衣浦で行うことを基本とするが、被害の程度により処理能力が不足することが想定される場合は、広域処理について調整したうえで、なお不足する分については広域での仮設焼却炉の整備を検討する。

7. 最終処分

不燃物・焼却灰等の再生利用が困難なものは最終（埋立）処分を行う。

災害がれきから発生する不燃物・焼却灰等についても、平時と同様に、（公財）愛知臨海環境整備センターまたは民間処分場に埋立処分を委託することを基本とするが、同埋立処分場も被害を受ける可能性があること、発災時には、近隣の自治体等からの埋立処分の需要が高まることが想定されることから、国・愛知県・その他関係自治体等と協議・調整のうえ、民間の廃棄物処理業者への委託、広域処理を検討する。

8. 環境対策

災害廃棄物の各処理工程（損壊家屋等の解体撤去や収集運搬、中間処理（仮置き、選別、破碎、焼却）、最終処分等）では、周辺環境の保全、作業者及び周辺住民への健康影響の防止、労働災害の予防措置のための環境対策を実施するとともに、必要に応じてモニタリングを行い、その結果についてはホームページ等により情報提供を行う。

第2節 災害に伴って発生する生活ごみの処理

被災者や避難者の生活に伴い発生する生活ごみ等の廃棄物（災害ごみ）は、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から、可能な限り発災直後から収集・処理を行うとともに、できる限り早期に平時の収集運搬・処理体制を回復させるよう努める。

発災直後は、被災家屋等から排出される粗大ごみが一時的に増加するため、被災地近隣に市民仮置場を設置し、被災家屋等から発生する破損した家具・家電、畳及びガラス等の不燃物の自己搬入を受け入れ、集積・一時保管を行うことで、被災者の生活環境・空間の確保に努める。

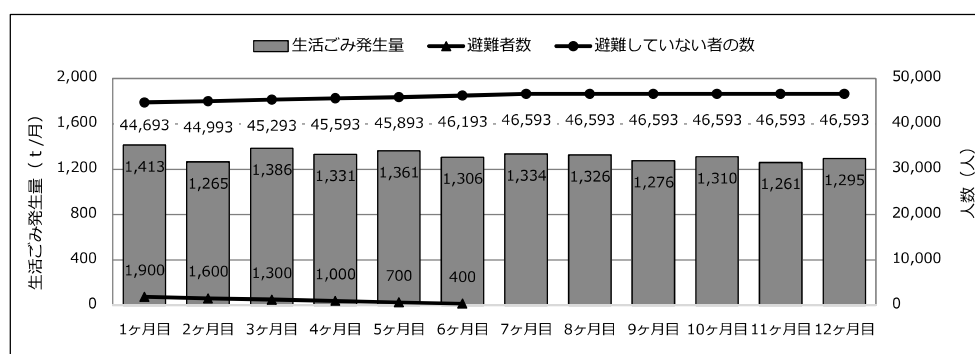


図 3.2.1 避難者数と生活ごみ発生量の見込み

1. 収集・運搬

避難所ごみ等の収集は、可能な限り本市の収集体制（委託）により対応することとし、収集を中止した資源物や粗大ごみの収集運搬体制（人員・機材）を生活ごみや避難所の混合ごみの収集に充てる。

なお、委託業者の収集能力が不足する場合には、民間事業者や他自治体に支援を要請し、収集運搬体制の確保に努める。

2. 処理・処分

平時と同様の処理・処分（クリーンセンター衣浦での焼却処理）を行うことを基本とする。なお、クリーンセンター衣浦の復旧の遅れ等により、処理能力が不足する場合は、他自治体に応援を要請する。

第3節 災害に伴って発生するし尿の処理

被災者や避難者の生活に伴い発生するし尿の処理については、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から、可能な限り発災直後から収集・処理を行うとともに、できる限り早期に通常の収集運搬・処理体制を回復させるよう努める。

表 3.3.1 し尿収集必要量と仮設トイレ必要基数の見込み（ピーク時）

し尿収集必要人口		仮設トイレ必要者数	
	し尿収集必要量		仮設トイレ必要基数
40,945 人	70 kl/日	39,697 人	506 基

1. 災害用トイレ

発災時には、被災者の生活に支障が生じないように、仮設トイレを設置する。仮設トイレ設置の優先順は、①指定避難所、②病院及び福祉施設、③被害の大きい住宅地付近の公園・空き地とする。

災害用トイレに不足が生じた場合は、民間事業者や他自治体に支援を要請し、トイレの確保に努める。

2. 収集・運搬

し尿の収集は、可能な限り本市の収集体制（委託）により対応する。なお、委託業者の収集能力が不足する場合には、民間事業者や他自治体に支援を要請し、収集運搬体制の確保に努める。

3. 処理

収集したし尿は、原則として平時どおりの処理（衛生センターに搬入）を行うが、処理施設の被害状況により平時と同じ施設への搬入が困難な場合には、他自治体へ協力を要請し処理を行う。

なお、使用後の簡易トイレについては、災害ごみとして収集・処理する。